

ツキノワグマの保護管理の取り組み

群馬県環境森林部自然環境課 坂庭浩之

1 はじめに

ツキノワグマはまた、世界的に見ても、絶滅が心配されている野生動物で、IUCN(国際自然保護連合)のレッドリストにも、「危急種(VU:絶滅の危険が増大している種/絶滅危惧II類)」とされ、ツキノワグマは本州最大の大型哺乳類で、繁殖率が低いことから適切な保護管理が必要とされている。

しかし、その一方で群馬県内では農林業被害(図1)や人身被害を発生させるため有害捕獲(図2)が行われている現状にある。

このように、ツキノワグマについては保護と捕獲のバランスをとりながら、保護管理を進める必要のある難し種であり、他の野生動物とその性格を異にしている。

図1

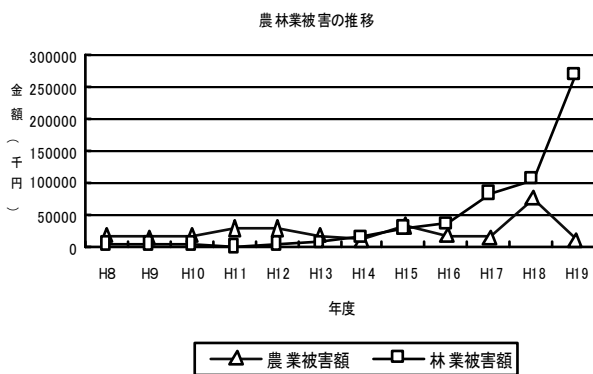
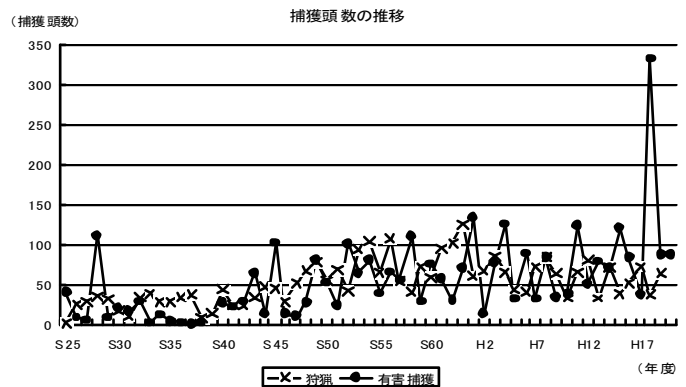


図2



2 生息エリア

県内には、長野県からつながる県南西部エリアから、越後三国に分布する個体群として広く生息している(図3)。

このため、広いエリアの中には人里近くの生息地もあり、果樹などの食物資源を利用することを学習したツキノワグマが、農業被害を発生させる状況が生まれている。そのような場所においては目撃数も多く、有害捕獲数も多い地域となっている。

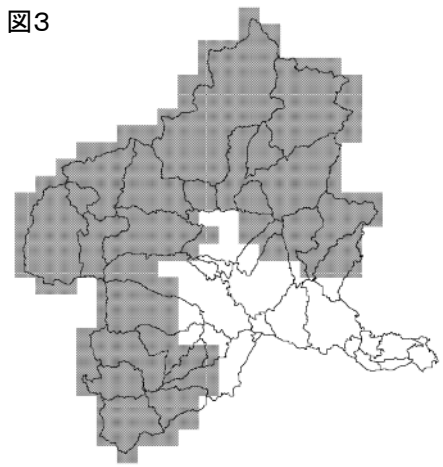
3 イノシシの生息域との関係

群馬県内には広くイノシシも生息している。昨年度のイノシシの捕獲位置をメッシュに置き換えると県内に広く分布していることが分かる(図4)。

イノシシを捕獲するため農地周辺で多くの「くくりわな」が設置されている。

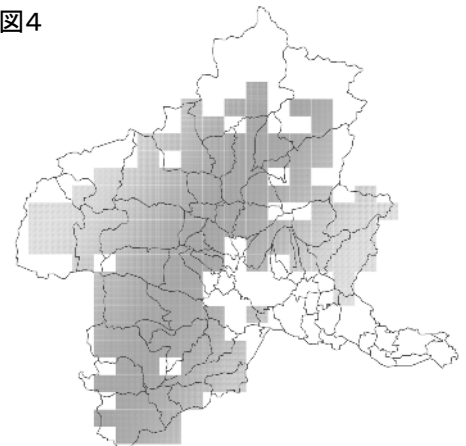
この生息メッシュは、一部の低標高地帯(太田市など)を除くと、ツキノワグマの生息メッシュとほぼ一致しており、イノシシのわなにツキノワグマが捕獲される状況(写真1)が発生する(錯誤捕獲)。

図3



ツキノワグマ生息メッシュ

図4



イノシシ生息メッシュ

写真1



「くくりわな」は、その構造がシンプルで設置コストが少額であることから、手軽にできる捕獲対策として普及している。本年度においてはツキノワグマ及びニホンカモシカの錯誤捕獲が発生している。

4 錯誤捕獲への取り組み

鳥獣保護法により定めた、第10次鳥獣保護事業計画において、錯誤捕獲した動物への対応として再度の放獣に努めるよう定めている。中小型獣類については、特別な処置なくワナからの解放が可能となるが、ツキノワグマにおいては、安全確保の面から麻酔による不動化の後に放獣作業を行うこととなる。

群馬県においては、平成19年度末に麻酔銃の整備を行い、平成20年度より職員による放獣作業を開始した。

不動化に使用する鎮静・麻酔薬として、キシラジン及びケタミンを使用している。この組み合わせは、安全性が高く麻酔銃による投薬によっても安定した不動化が得られることが知られている。

写真2



写真3



放獣に際しては、不動化の後、所用の測定を行い、イヤータグを装着する。わなによる外傷がある場合については、縫合・投薬を行い放獣している(写真2)。

放獣地の選定は、ツキノワグマが安定的に生息し人家への再出没のない場所を選定し、バレルトラップを車両に積載し移動する(写真3)。

写真4

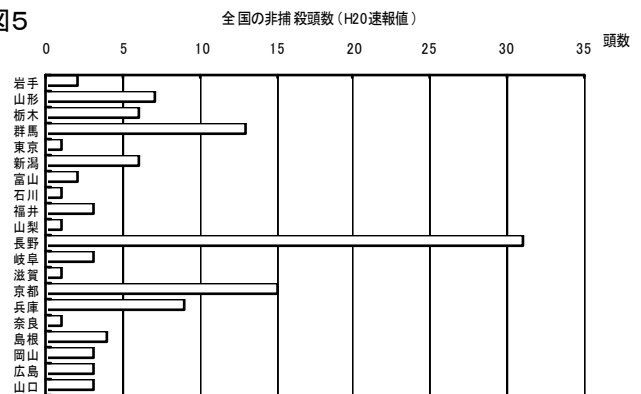


錯誤捕獲の発生は、「くくりわな」によるものだけでなく、捕獲おり(はこわな)による場合も発生する。

畑周辺に設置された捕獲おりはイノシシの捕獲に有効な対策となっているが、ツキノワグマの生息地においては、脱出口(天井部に穴を開けた構造)を設けたおりの設置を推進している。

ツキノワグマの放獣対策には、全国的にすすられている。特に、長野県では組織的にその取り組みが行われており、平成20年度の速報値においても最も多い頭数を非捕殺対応している。群馬県も京都府に次いで多くの非捕殺対応している状況にある(図5)。

図5



5 ヘアトラップによる個体群調査

ツキノワグマの生息状況を把握するため、ツキノワグマの体毛を採取するための有刺鉄線を設置したトラップを設置している(図6)。

トラップの中心部にツキノワグマの誘因となる餌を下げ、そこに寄ってくるツキノワグマの体毛を絡め取る構造となっている。

この調査により、個体群の状況を把握し今後の保護管理の為に必要な情報を把握している。

図6

